

～マイナンバー取り扱い変更 のお知らせ（雇用保険）～

川東社会保険労務士事務所・KCサポート株式会社

＝季節のコラム＝

子供のころ、春の水たまりに泳ぐオタマジャクシを、飽かずに眺めていたことはありませんか。

カエルの子を「オタマジャクシ」と呼ぶのはもちろん「お玉杓子」に似ているからですが、そのお玉杓子は、滋賀県の大賀大社のお守り、「お多賀杓子(オタガジャクシ)」が由来と言います。

「杓子定規」は、曲がっている杓子をまっすぐな定規として使おうとする様から、「誤った基準で物事を判断すること」でしたが、今では「型通りで融通が利かない」という意味で使われます。

オタマジャクシがカエルに変わるように、言葉も意味を変えていくのですね。

(事務局:鹿島)

★ご案内★

人事労務等のご相談がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

☎ 06-6941-7113
fax 06-6941-7114

営業時間

9:00～18:00
土日祝休み

1. マイナンバーの取り扱い

平成28年1月より利用が開始されたマイナンバーですが、平成30年3月5日から、事業所における社会保険手続きにおいて、記載が求められるようになりました。

また、これまでマイナンバーの記載がなくても受理されていた雇用保険関係についても、マイナンバーが必要な届出に記載・添付がない場合は、ハローワークより返戻され、再提出を求められますので注意が必要です。



2. マイナンバーが必要な届出等

マイナンバーの記載が必要な届出等は以下の通りです。

- (1) 雇用保険被保険者資格取得届
- (2) 雇用保険被保険者資格喪失届
- (3) 高年齢雇用継続給付支給申請 (初回)
- (4) 育児休業給付支給申請(初回)
- (5) 介護休業給付支給申請

また、事前にマイナンバー登録を、登録・変更届により行うことも可能です。

ただし、新規に被保険者資格を取得する従業員については、被保険者番号が振り出されていないため、資格取得届の提出に先立って個人番号登録・変更届による届出を行うことができません。このような場合等、個人番号登録・

変更届の提出が各種届出よりも後になる事情がある場合には、ハローワークに相談してください。

少しややこしいですね。しばらくは混乱するかもしれませんが、わからない場合は、ハローワークに問い合わせをしてみてください。



3. おすすめ本

今月は、『『残業しないチーム』と『残業だらけチーム』の習慣』(著者:石川和男 出版:アスカ出版社)をご紹介します。

今回は、ビジネス本です。仕事は「効率化」が叫ばれている今日この頃。いろんな意味での「改善」のヒントになる本です。

耳の痛い話が結構出てきます。私も実践しなければ・・・と思う1冊です。



★ 事務所・所長の近況 ★

<4月>

・桜から新緑の季節になり、周りの景色があざやかになってきたころですが、残念ながら私は、花粉症真つただ中。どうもスギよりもヒノキのほうがひどらしく、2日ほどかなりしんどい日がありました。

・仕事は、入退社の季節で、前半は取得・喪失業務に追われていました。後半は、そろそろ年度更新の準備が始まり、事務所は7月くらいまで手続き一色に変わります。季節は、春から夏へといった感じですね。

※ 当事務所が保有する個人情報、当事務所が 販促サービスでの利用を目的とし、その他には個人情報を利用いたしません。今後このようなサービス(DM等)が必要な場合には、お手数ですが、当事務所までご連絡下さいませ、お願い致します。

★ 所長(かわひがし)プロフィール ★

大阪府守口市出身。生粋の大阪人です。

年齢はナイショですが、機動戦士ガンダムの世代(ファースト)です。(大体分かりますね)

前職は、病院で臨床検査技師を10数年しており、途中で社会保険労務士をめざし、勉強してやっと資格をとりました。

事務所を守口市に構えてから、1年後には、大阪市中心区に移転し、現在の事務所に8年ほど前に移っております。

独立してからは10年以上になりましたが、少しは貫禄(?)がでてきてもいいのと思う今日この頃です。(まだまだですが)

これからも、皆様のご相談に親身に乘らせていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

事務所へのアクセス



天満橋 (地下鉄谷町線・京阪線) より徒歩6分

〒540-0036

大阪市中央区船越町2-1-5 吉見ビル2F

併設 KCサポート株式会社